

議案第 6 6 号

宇治矢落擁壁復旧工事による家屋等損傷に関する和解及び損害賠償の額を決定するについて

市は、宇治矢落擁壁復旧工事による家屋等損傷に関し、次のとおり和解し、その損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

1 和解の相手方

住所

氏名

2 和解の趣旨

市は、宇治矢落擁壁復旧工事による家屋等損傷により生じた損害の賠償金として、上記の者に対し、次項の損害賠償額を支払い、上記の者はこれをもって、本件に関し他に何らの請求権のないことを確認し、円満解決する旨を内容とする示談契約を締結する。

3 損害賠償の額

8, 7 2 5, 4 5 4 円

(提案理由)

宇治矢落擁壁復旧工事による家屋等損傷について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定するため提案するものであります。